

2020年（令和2年）5月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る藤沢市  
個人情報の保護に関する条例解釈運用基準の改訂について（答申）

2020年（令和2年）4月27日付けで諮問（第1010号）された情報公開  
制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る藤沢市個人情報の保護に関する  
条例解釈運用基準の改訂について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第54条第2項第2号に規定する重要事項である藤沢市個人情報の保護に関する条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）を改訂することは、適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、解釈運用基準を改訂する内容は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

条例第21条において、開示の請求手続について規定しているが、その運用の中で、郵送及び電話による開示請求については、本人であることを明確に確認することができないため、受け付けないものとしている。

近年、郵送請求に関する問い合わせや要望が増加傾向にあるため、請求方法として郵送を認めるよう解釈運用基準を改訂する必要があることから、条例第54条第2項の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 制度主管課としての考え方

本市では、自己を本人とする管理情報の開示請求権の行使に当たっては、原則として、当該個人情報の本人に限られるため、請求者が当該本人であることの確認を厳格にすることは重要であると考えている。

しかしながら、本市に住民登録があるが、DV被害者であり、加害者との接触を防ぐために遠方に避難している者や遠方に転出した者など、請求のためだけに来庁することが難しい者から郵送請求の問い合わせを受けることが

ある。また、最近の社会情勢としては、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、その防止のために、窓口職場等における対面以外の受付方法の検討も進められており、条例第1条に規定している目的の一つである「自己の個人情報の開示請求等の権利を保障する」という観点からも、開示請求の方法として郵送を認めるよう、開示の請求手続について規定している条例第21条に係る解釈運用基準を改訂したいと考えている。

条例第32条（訂正を請求する権利）、第33条（利用の停止等を請求する権利）及び第34条（目的外利用等の差止め等を請求する権利）の規定に基づき請求を行う場合の手続について規定している条例第36条に係る解釈運用基準についても、同様に請求の方法として郵送を認めるよう改訂したいと考えている。

なお、条例第20条第1項の規定に基づく開示請求及び第32条から第34条までの規定に基づく訂正等の請求のときにあつては、条例施行規則第16条第1項で規定している、本人であることを証する書類の写しを、条例第20条第2項又は第3項の開示請求及び第35条の規定により準用する第20条第2項又は第3項の訂正等の請求のときにあつては、条例施行規則第16条第2項で規定している、その権限を有することを証明するための書類及び本人であることを証する書類の写しを同封するものとする。

また、開示請求及び訂正等の請求の方法については、電子メール及びFAXによる方法が考えられるが、郵便に比べ、誤送信の可能性が高いことから、請求書に記載する内容の性質上、これまでどおり受け付けないこととする。

(3) 解釈運用基準改訂案

藤沢市個人情報の保護に関する条例解釈運用基準改訂案のとおり

(4) 発行予定年月日

2020年（令和2年）5月

(5) 添付資料

ア 藤沢市個人情報の保護に関する条例解釈運用基準改訂案

イ 藤沢市個人情報の保護に関する条例解釈運用基準改訂案新旧対照表

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のと通りの判断をするものである。

実施機関では、解釈運用基準の改訂について、次のように述べている。

本市では、自己を本人とする管理情報の開示請求権の行使に当たっては、原則として、当該個人情報の本人に限られるため、請求者が当該本人であることの確認を厳格にすることは重要であると考えている。

しかしながら、本市に住民登録があるが、DV被害者であり、加害者との接触を防ぐために遠方に避難している者や遠方に転出した者など、請求のためだけに来庁することが難しい者から郵送請求の問い合わせを受けることがある。また、最近の社会情勢としては、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、その防止のために、窓口職場等における対面以外の受付方法の検討も進められ

ており、条例第1条に規定している目的の一つである「自己の個人情報の開示請求等の権利を保障する」という観点からも、開示請求の方法として郵送を認めるよう、開示の請求手続について規定している条例第21条に係る解釈運用基準を改訂したいと考えている。

条例第32条（訂正を請求する権利）、第33条（利用の停止等を請求する権利）及び第34条（目的外利用等の差止め等を請求する権利）の規定に基づき請求を行う場合の手続について規定している条例第36条に係る解釈運用基準についても、同様に請求の方法として郵送を認めるよう改訂したいと考えている。

なお、条例第20条第1項の規定に基づく開示請求及び第32条から第34条までの規定に基づく訂正等の請求のときにあつては、条例施行規則第16条第1項で規定している、本人であることを証する書類の写しを、条例第20条第2項又は第3項の開示請求及び第35条の規定により準用する第20条第2項又は第3項の訂正等の請求のときにあつては、条例施行規則第16条第2項で規定している、その権限を有することを証明するための書類及び本人であることを証する書類の写しを同封するものとする。

また、開示請求及び訂正等の請求の方法については、電子メール及びFAXによる方法が考えられるが、郵便に比べ、誤送信の可能性が高いことから、請求書に記載する内容の性質上、これまでどおり受け付けないこととする。

以上のことから判断すると、解釈運用基準を改訂することは、適当であると認められる。

なお、郵送による請求の受付に当たり、なりすまし等気を付けなければならないケースが考えられるため、本人確認等の手順を整理し、解釈運用基準に記載すること。

以 上